

令和 6 年 1 2 月
令和 6 年第 4 回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 15 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 95 号	市長の専決処分事項の承認について （令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 5 号））	別冊
議案第 96 号	令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 97 号	令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 98 号	令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 99 号	令和 6 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 100 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 101 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 102 号	栃木市新市まちづくり計画の変更について	5
議案第 103 号	工事請負契約の変更について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）	6
議案第 104 号	工事請負契約の変更について（平井川排水施設整備工事）	10
議案第 105 号	財産の取得について（清水川調節池整備事業用地）	14
議案第 106 号	財産の取得について（学校施設（20 校）LED 照明器具）	17
議案第 107 号	財産の取得について（学校施設（19 校）LED 照明器具）	19
議案第 108 号	指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）	21
議案第 109 号	指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）	22
議案第 110 号	指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）	23
議案第 111 号	指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）	24
議案第 112 号	指定管理者の指定について（道の駅みかも）	25
議案第 113 号	指定管理者の指定について（大平運動公園）	26
議案第 114 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（奈良部俊次氏）	27
議案第 115 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（高際はま子氏）	29
議案第 116 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（中田美千子氏）	31
議案第 117 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（大竹教子氏）	33

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

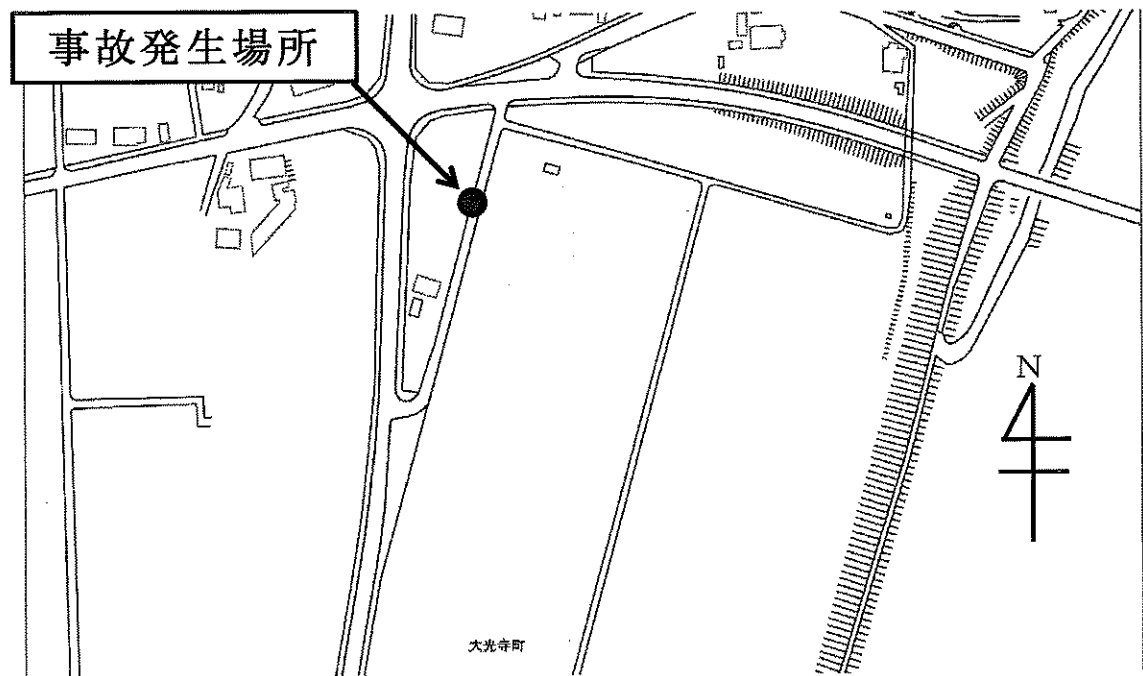
記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるところ。

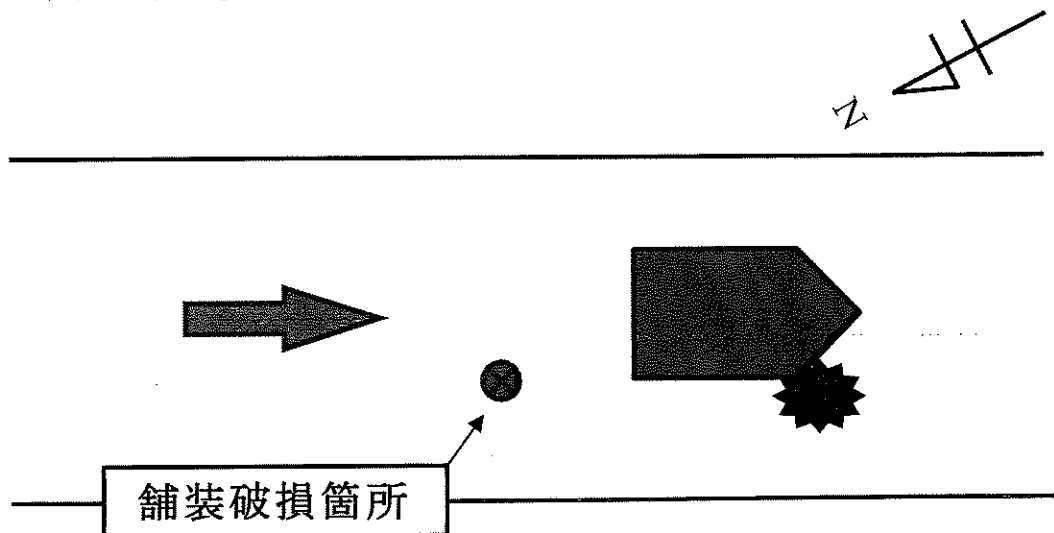
2 以下略

専決第10号

【事故発生場所】

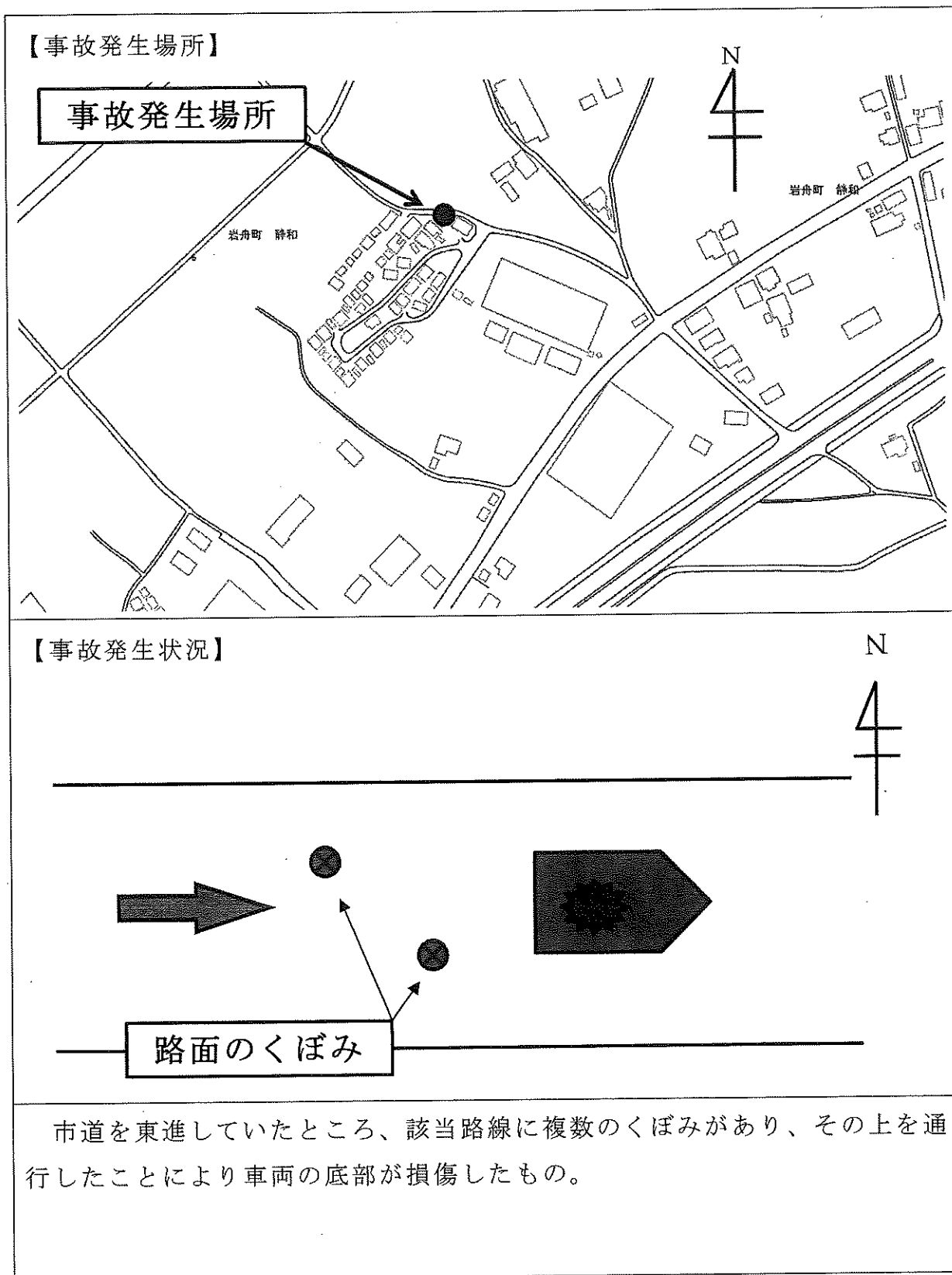


【事故発生状況】

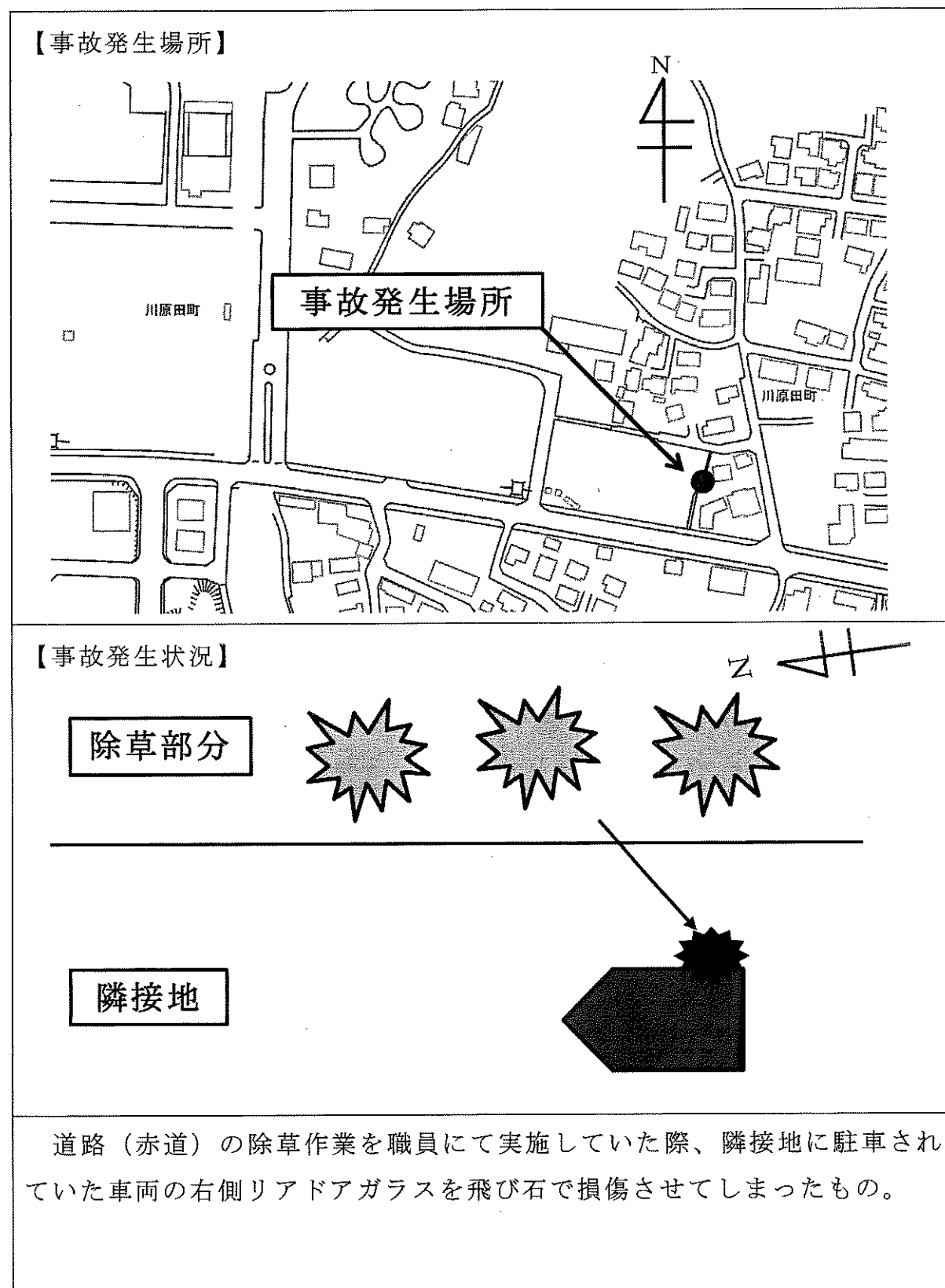


市道を南進していたところ、該当路線に大小複数の穴があいており、その上を通行したことにより車両の右フロントのタイヤ及びホイールが損傷したもの。

専決第 1 1 号



専決第12号



(総合政策課)

議案第102号

栃木市新市まちづくり計画の変更について

提案理由

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき策定した新市まちづくり計画の計画期間は本年度で終了となるが、令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）において、計画期間内に実施設計に着手した事業については、旧合併特例事業債の発行が可能となったことから、対象事業の実施状況に合わせ、本市の新市まちづくり計画を変更することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

市町村の合併の特例に関する法律抜粋

（合併市町村基本計画の作成及び変更）

第6条 1～5 略

6 合併市町村は、その議会の議決を経て合併市町村基本計画を変更することができる。

7 以下略

(クリーン推進課)

議案第103号

工事請負契約の変更について

提案理由

令和4年第7回栃木市議会定例会において、議案第132号として議決を経たとちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事請負契約（エクシオグループ株式会社）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
8,761,500,000円	8,978,715,345円

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

契約の相手方 東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号

エクシオグループ株式会社

代表取締役 船橋 哲也

工 事 名 とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事

工 事 場 所 栃木市梓町地内

工 事 概 要 ・焼却施設機械設備工事

受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し・灰溶融設備、給水設備・排水処理設備、受変電設備、無停電電源設備、非常用発電設備、計装設備

・リサイクルプラザ機械設備工事

受入・供給設備、破碎・圧縮設備、搬送設備、選別設備、再生設備、貯留・搬出設備、集じん設備、給水設備、細破碎機起動盤、計装設備

・リサイクルセンター機械設備工事

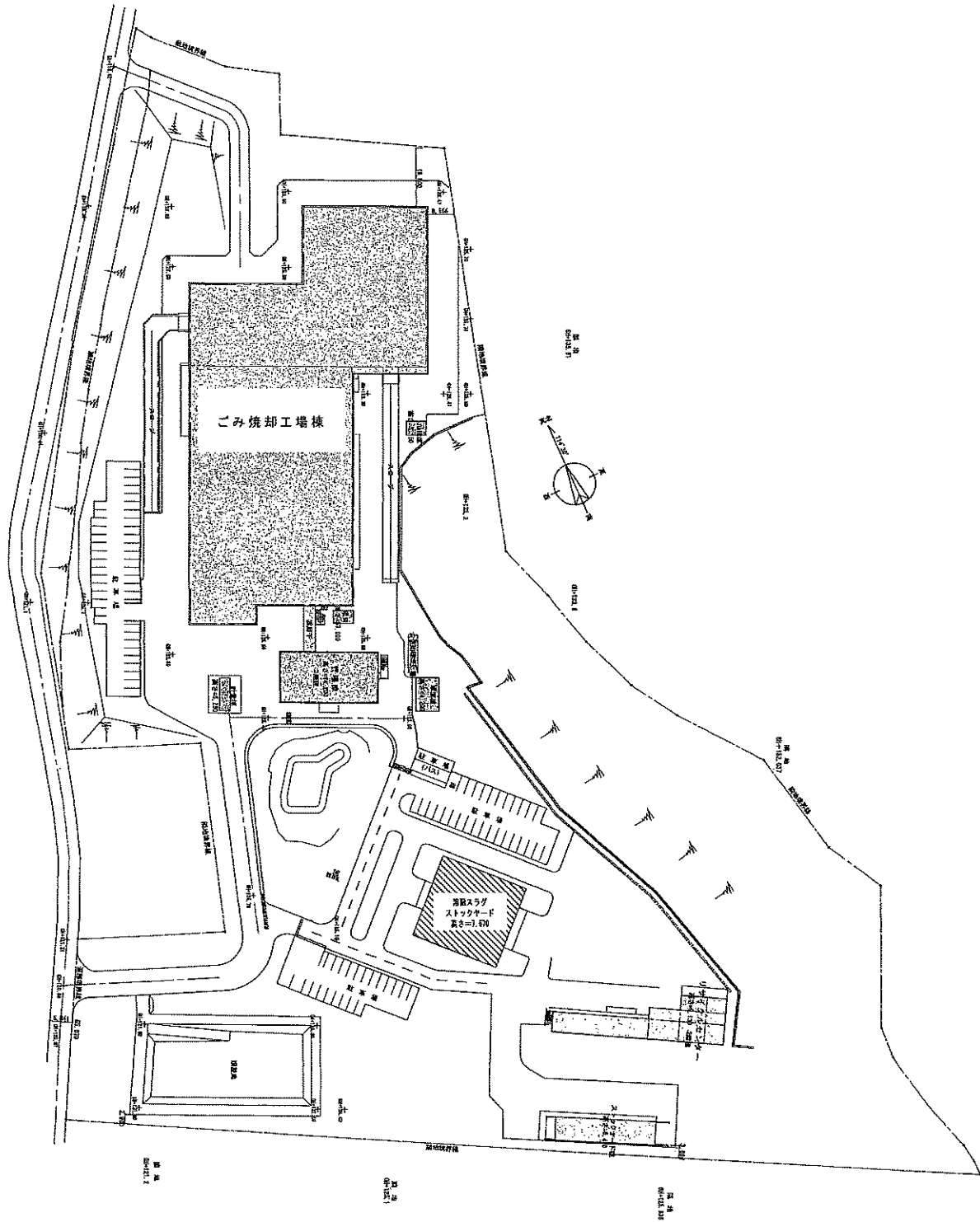
受入・供給設備、選別設備、圧縮設備、集塵設備、受変

電設備、計装設備

・ 雑設備工事及び建築工事

雑用空気圧縮機、雑用空気除湿器、真空掃除装置、脱臭装置、整備用集じん装置、照明設備、給排水衛生設備、消防設備、余熱利用設備、排水処理設備

配置図



議案第 104 号

工事請負契約の変更について

提案理由

令和5年第5回栃木市議会定例会において、議案第106号として議決を経た平井川排水施設整備工事請負契約（藤田エンジ・トリタ特定建設工事共同企業体）の内容の一部に変更が生じるので、議会の議決を求めるもの。

◎変更の概要

変更前契約金額	変更後契約金額
412,819,000円	420,794,000円

〔参照条文〕

議案第103号と同じ。

（参考）

契約の相手方 栃木市河合町8番16号
藤田エンジ・トリタ特定建設工事共同企業体
代表者 藤田エンジニアリング株式会社栃木支店
支店長 松村 勲

工 事 名 平井川排水施設整備工事

工 事 場 所 栃木市薮部町4丁目地内

工 事 概 要 排水施設

- ・全速全水位型横軸水中ポンプ 1 式

排水容量 $2.3 \text{ m}^3/\text{s}$ ($1.15 \text{ m}^3/\text{s} \times 2 \text{ 基}$)

口径 800 mm

- ・除塵設備 1 式
- ・受変電設備 1 式
- ・非常用発電設備 1 式
- ・監視制御設備 1 式

地上施設

- ・アスファルト舗装 $t = 5 \text{ cm}$ 594 (変更前 556) m^2
- ・立入防護柵 112.5 (変更前 112.8) m
- ・仮設水路 1 (変更前一) 式

[illegible][illegible][illegible]

財産の取得について

提案理由

清水川調節池整備事業用地として、栃木市箱森町地内の土地を取得することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

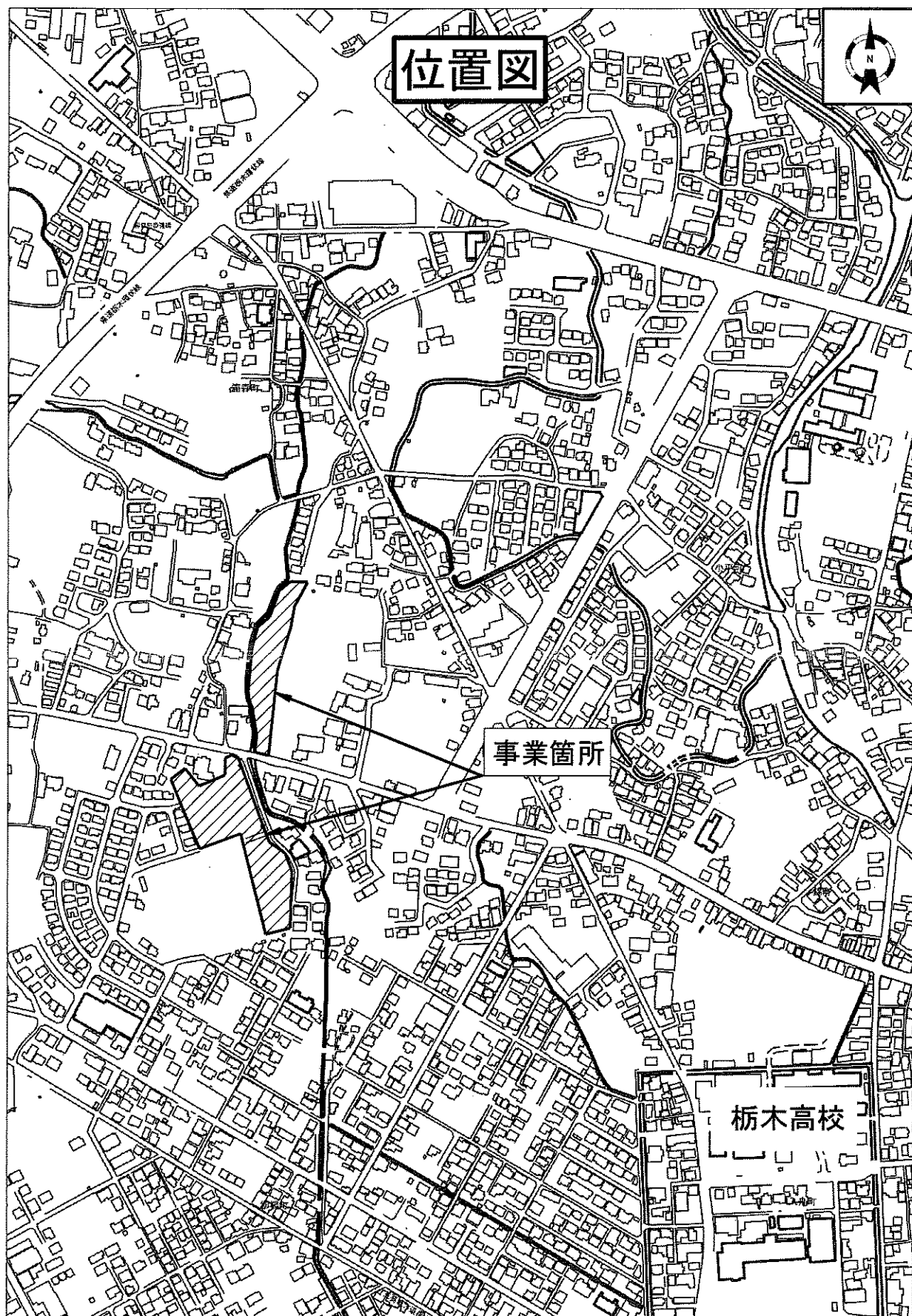
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	地目	筆数	地積 (㎡)	取得価格 (円)
栃木市箱森町字ヘタ松	田、雑種地	13	9,197	82,332,632
栃木市箱森町字清水川	田	1	2,833	24,420,460
計		14	12,030	106,753,092



(学校施設課)

議案第106号

財産の取得について

提案理由

公共施設の省エネルギー化を進めるため、学校施設（20校）LED照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第105号と同じ。

(参考)

取得財産 学校施設（20校）LED照明器具

取得施設 栃木第五小学校

南小学校

大宮南小学校

国府南小学校

大平東小学校

大平南小学校

大平西小学校

大平中央小学校

藤岡小学校

部屋小学校

赤麻小学校

三鴨小学校

岩舟小学校

静和小学校

小野寺小学校

栃木西中学校

大平中学校

大平南中学校

藤岡中学校

岩舟中学校

取 得 方 法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

（契約期間満了後の無償譲渡）

設 置 期 間 契約締結日から令和８年２月２８日まで

賃貸借期間 令和８年３月１日から令和１８年２月２９日まで（１０年間）

(学 校 施 設 課)

議案第 1 0 7 号

財産の取得について

提案理由

公共施設の省エネルギー化を進めるため、学校施設（19校）LED照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 0 5 号と同じ。

(参考)

取 得 財 産 学校施設（19校）LED照明器具

取 得 施 設 栃木中央小学校

栃木第三小学校

栃木第四小学校

大宮北小学校

皆川城東小学校

吹上小学校

千塚小学校

寺尾小学校

国府北小学校

合戦場小学校

家中小学校

赤津小学校

西方小学校

真名子小学校

栃木東中学校

栃木南中学校

吹上中学校

都賀中学校

西方中学校

取 得 方 法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約
 (契約期間満了後の無償譲渡)

設 置 期 間 契約締結日から令和8年2月28日まで

賃貸借期間 令和8年3月1日から令和18年2月29日まで(10年間)

(福 祉 総 務 課)

議案第 1 0 8 号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平地域福祉センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 2 4 4 条の 2 略

2 ～ 5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(障がい福祉課)

議案第109号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市藤岡地域活動支援センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第108号と同じ。

(健康増進課)

議案第110号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平健康福祉センターの指定管理者にいすゞビルメンテナンス株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第108号と同じ。

(健康増進課)

議案第111号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市北部健康福祉センターの指定管理者に株式会社フクシ・エンタープライズを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第108号と同じ。

(農業振興課)

議案第112号

指定管理者の指定について

提案理由

道の駅みかもの指定管理者に株式会社ニックスを指定することについて、
議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第108号と同じ。

(公園緑地課)

議案第113号

指定管理者の指定について

提案理由

大平運動公園の指定管理者に株式会社エイジェックススポーツマネジメントを指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第108号と同じ。

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、奈良部俊次氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

人権擁護委員法抜粋

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 1 ・ 2 略

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

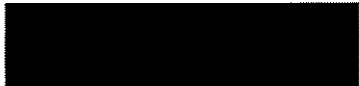
奈良部俊次氏の略歴

住 所 栃木市吹上町790番地4

生年月日 昭和31年5月22日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 1 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、高際はま子氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 1 4 号と同じ。

高 際 は ま 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市藤岡町藤岡 1 5 5 5 番地 4

生年月日 昭和 3 2 年 5 月 3 1 日



主 な 経 歴



(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 1 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、中田美千子氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 1 4 号と同じ。

中 田 美 千 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町小野寺199番地

生年月日 昭和29年5月29日

[illegible]

主 な 経 歴

1. The first step in the process is to identify the problem or issue that needs to be addressed. This involves gathering information and understanding the context of the problem.

The following table shows the results of the regression analysis for the dependent variable $\ln Y_{it}$. The table is organized into three main sections: (a) Overall regression results, (b) Results by country, and (c) Results by industry. Each section contains a table of coefficients, standard errors, and t-statistics for various independent variables.

(a) Overall regression results:

Variable	Coefficient	Standard Error	t-Statistic
Constant	1.123	0.012	93.5
$\ln X_{it}$	0.785	0.008	97.5
$\ln K_{it}$	0.215	0.005	43.0
$\ln L_{it}$	0.152	0.003	51.0
$\ln R_{it}$	0.087	0.002	43.0
$\ln T_{it}$	0.045	0.001	43.0
$\ln S_{it}$	0.023	0.001	23.0
$\ln M_{it}$	0.012	0.001	12.0
$\ln P_{it}$	0.005	0.001	5.0
$\ln Q_{it}$	0.002	0.001	2.0
$\ln U_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln V_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln W_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln Z_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln A_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln B_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln C_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln D_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln E_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln F_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln G_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln H_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln I_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln J_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln K_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln L_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln M_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln N_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln O_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln P_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln Q_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln R_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln S_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln T_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln U_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln V_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln W_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln X_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln Y_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln Z_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln A_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln B_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln C_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln D_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln E_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln F_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln G_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln H_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln I_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln J_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln K_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln L_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln M_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln N_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln O_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln P_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln Q_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln R_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln S_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln T_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln U_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln V_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln W_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln X_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln Y_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln Z_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln A_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln B_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln C_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln D_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln E_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln F_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln G_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln H_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln I_{it}$	0.001	0.001	1.0
$\ln J_{it}$	0.001	0.001	

```

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000
1001
1002
1003
1004
1005
1006
1007
1008
1009
1010
1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027
1028
1029
1030
1031
1032
1033
1034
1035
1036
1037
1038
1039
1040

```

[illegible]

1. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2561-2566.

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 1 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 2 1 名のうち、大竹教子氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 1 1 4 号と同じ。

大 竹 教 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市岩舟町静和 2 1 4 5 番地 1

生年月日 昭和 3 2 年 8 月 3 日

[REDACTED]

[REDACTED]

主 な 経 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

